

住民監査請求（特別区の設置についての住民投票）の監査結果について（概要）

次のとおり、平成27年4月20日に提出された住民監査請求について、同年6月19日に請求人（1人）に監査結果を通知した。（監査結果は同年同月18日決定）

1 請求の要旨

（1）大阪府市大都市局

特別区設置協定書についての住民説明会には市民の約0.8%（22,330名）しか参加できない。これは、行政の不作为による定員制限であり憲法第15条に違反する。

また、憲法第21条の知る権利にも違反し、市民が知りうる行政行為の情報を制限している。

さらに、約0.8%の市民しか住民説明会で意見表明できず、憲法第16条の請願権を侵害している。

よって、住民説明会にかかるパンフレットの作成・配布、住民説明会開催について大都市局が行った公金支出の差し止めと既支出分の返還を求める。

（2）選挙管理委員会

市民の約99%が住民説明会に参加できない中での住民投票の実施は平等選挙に違反して違法である。

よって、住民投票にかかる看板作成及び設置、ホームページ等の周知等について選管が行った公金支出の差し止めと既支出分の返還、住民投票実施にかかる公金支出の差し止めを求める。

2 監査の結果（棄却）

・監査委員の判断の要旨

（1）住民説明会の必要性について

協定書の内容をどのように説明するかは市長の裁量にゆだねられていると言わざるを得ない。

また、協定書にかかるパンフレットや投票公報が全戸配布されていることから、協定書に関する情報は市民に平等に提供されている。

（2）請求人の主張について

ア 憲法15条違反について

憲法第15条第2項の規定は、すべての公務員は国民全体の利益のためにその職務を行わなければならないという趣旨であり、今回の住民説明会の開催そのものが同条違反の問題とはならない。

イ 憲法16条違反について

憲法第16条の請願権保障は、請願を受けた機関に誠実に処理する義務を課するが、住民説明会は協定書の内容説明及び質疑応答の場であるから、開催方法に関わらず請願権侵害の問題とはならない。

ウ 憲法21条違反について

統一地方選挙との兼ね合いで住民説明会の開催期間が限られる中、13日間、39回にわたって開催されており、来場できない市民に対しても、動画サイト、ホームページなどで協定書の内容周知に努めている。

協定書への賛成・反対の各会派の意見を記載した資料が住民説明会のみで配布されているが、ほぼ同様の内容の投票公報がパンフレットとは別に全戸配布され、投票に必要な情報は提供されている。

住民説明会は協定書の内容説明の一方法であり、開催方法により知る権利を侵害したとは言えない。

エ 平等選挙について

憲法上の平等選挙とは一人一票で一票の価値を平等とすることを言う。

また、協定書にかかるパンフレットの全戸配布、住民説明会の動画サイト中継や本市ホームページへの協定書の内容掲載も行っていることから、協定書に関する情報は市民に平等に提供されている。

こうしたことから、平等選挙に違反するという請求人の主張は当を得ない。

以上の判断により、協定書の市民への周知等に関して憲法違反は認められず、それらに要した費用について本市職員による違法不当な公金の支出があったとする請求人の主張には理由がない。